

ぶらんこの検査マニュアル

昭和49年11月25日
製品安全協会

安全性品質について

1 構造、外観及び寸法の検査は、ぶらんこを水平平坦な床などに静置して行うものとする。

1.(1) 認定基準

「変形等」とは、著しい曲り、傾き、著しいがたつき又はき裂、破損などをいう。

1.(2) 認定基準

「著しく突出していない」とは、被服などが容易にひっかからない形状であることをいう。

1.(3) 基準確認方法

イ 組立部、切断部分、折り曲げ部分、かしめ部などにおいて傷害を与える恐れのある部分には容易にはずれたりこわれたりしない構造のものでカバーされているか又は面取りの加工などが施されていること。

ロ 座面、背もたれ並びに踏台の裏側も検査を行うものとする。

1.(4) 認定基準

「座席」には、座面に取り付けられたジョイントも含む。

1.(4)(5)(6) 基準確認方法

測定は、栓ゲージ又はこれと同等以上の精度を有するもので行うものとする。

1.(8) 認定基準

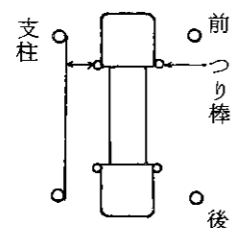
「踏台下面」には、踏台を取り付ける箇所なども含む。

1.(9) 基準確認方法

イ 測定は右図のように前後の支柱を糸等で結びつり棒の回転部を測定側の支柱に最も近づけた状態で行うものとする。

ロ 左右とも前後それぞれについて行うこと。

図



2 認定基準

(イ) 「手すり」には、座席前部に取り付けるベルトなどを含む。

(ロ) 「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲り、傾き又は支柱の床面での著しいがたつきなどをいう。

3 認定基準

(イ) 「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲り、傾き又は支柱の床面での著しいがたつきなどをいう。

(ロ) 砂袋の形状は、直径約20センチメートルの底面を有するものとする。

4 認定基準

- (イ) 「使用上支障のある変形等の異常」とは、ゆるみ、がた、著しい曲り、傾き 又は支柱の床面での著しいがたつきなどをいう。
- (ロ) 砂袋の形状は、直径約20センチメートルの底面を有するものとする。

4 基準確認方法

- (イ) 砂袋は落下しないよう座席に固定し、30プラスマイナス5往復・毎分の速度で振るものとする。
- (ロ) 検査中 異常振動がないことも確認すること。

5 基準確認方法

- (イ) 部品又は付属品の色違いのものについては、色ごとに衛生試験を行うものとする。
- (ロ) 複合体で表 裏の構成の異なるもの（例えばビニルレザークロス）で片面のみが幼児に接触すると認められるものは、その片面について衛生試験を行うものとする。
- (ハ) 試験試料の大きさ約10×20センチメートルの範囲で、柄、模様面（印刷面を含む）が単色になる場合は単色ごととし、混色になる場合には、混色で衛生試験を行うものとする。

6 認定基準

- (イ) ここでいう付属品には、日よけ及び接地部ステイを結ぶ鎖なども含む。
- (ロ) 付属品で安全性を損うと考えられ特に審議を要するものについては、専門部会又は検査マニュアル委員会で審議するため、申請者又は検査協会は、製品安全協会に諮問することとする。

表示及び取扱説明書について

1 認定基準

- 「容易に消えない」とは、手又は布でこすったとき、消滅又ははく離しないことをいう。

(注) 各部の名称は次のとおりとする。

